

○育児支援家庭訪問事業実施要綱

平成17年4月1日

(目的)

第1条 この事業は、児童の養育に係る支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めることが困難な家庭に対し、保健師、助産師、保育士等（以下「訪問指導員」という。）が当該家庭に過重な負担がかかる前に訪問による支援を実施することにより、当該家庭において安定した児童の養育が行えるようにすることを目的とする。

(支援対象)

第2条 家庭訪問による育児支援（以下「育児支援」という。）の対象となる家庭（里親家庭及び小規模住居型児童養育事業を含む。以下「対象家庭」という。）は、他の子育てに係る支援を受けることが難しい次に掲げる家庭のうち、育児支援の効果が期待できるものとする。

- (1) 若年の妊婦、妊婦健康診査未受診及び望まない妊娠等、妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭
- (2) 出産後間もない時期の養育者が、育児ストレス、産後うつ状態、育児ノイローゼ等の問題によって、子育てに対して不安、孤立感等を抱える家庭
- (3) 食事、衣服、生活環境等について不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱え、特に支援が必要と認められる家庭
- (4) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設を退所し、又は同法第27条第1項第3号の規定により小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託された期間が終了した児童がいる家庭

(支援の内容)

第3条 育児支援は、次に掲げるもののうち市長が必要と認めるものを行う。

- (1) 妊娠期からの継続的な支援を特に必要とする家庭等に対する安定した妊娠出産及び育児を迎えるために必要な相談及び援助
- (2) 出産後間もない時期の養育者に対する育児不安の解消や養育技術の提供等のための相談及び援助
- (3) 不適切な養育状態にある家庭等、虐待のおそれやそのリスクを抱える家庭に対する養育環境の維持及び改善並びに子の発達保障等のための援助
- (4) 児童養護施設等の退所又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親への委託の終了により児童が復帰した後の家庭に対し家庭復帰が適切に行われるための援助

(関係機関の責務)

第4条 横須賀市民生局こども家庭支援センター児童相談課、関係医療機関、健康福祉センター等の関係機関（以下「各機関」という。）は、対象家庭（第2条第4号に規定する児童を含む。）を発見したときは、速やかに民生局こども家庭支援センターこども家庭支援課長（以下「こども家庭支援課長」という。）に連絡するものとする。

2 各機関は、支援事業の円滑な実施を図るため、お互いに連携をとり、対象家庭の現状の把握に努めるとともに、定期的に当該支援事業を評価するものとする。

(事前協議)

第5条 こども家庭支援課長は、前条第1項の連絡を受けたときは、サポートチーム会議(横須賀市こども家庭地域対策ネットワーク会議設置要綱(平成17年7月1日制定)第3条に掲げるサポートチーム会議をいう。)において、育児支援の必要性、今後の支援方針、当該対象家庭に与える効果等について各機関と協議するものとする。

(支援の説明)

第6条 前条の事前協議の結果、市長が必要と認めた場合は、対象家庭における養育者に対し、育児支援の必要性を説明するものとする。

(申請)

第7条 規則第4条に規定するサービス等提供申請書は、育児支援家庭訪問事業利用申請書(第1号様式)による。

(決定)

第8条 規則第5条第2項に規定するサービス等決定通知書は、育児支援家庭訪問事業利用決定通知書(第2号様式)による。

2 育児支援の利用を決定したときは、市長は、育児支援家庭訪問事業利用依頼通知書(第3号様式)により訪問指導員に依頼するものとする。

(事業の実施)

第9条 市長は、第3条に掲げる育児支援を実施するときは、複数の者を派遣するとともに必要に応じて訪問指導員を交えたケースカンファレンスを開催するなど、効果的な育児支援となるよう適切な配慮をするものとする。

(謝礼)

第10条 市長は、育児支援を実施するために派遣した訪問指導員及びケースカンファレンスに出席した訪問指導員に謝礼を支払うものとする。

2 謝礼の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 訪問指導員の派遣 派遣1回につき6,000円
- (2) ケースカンファレンス 出席1回につき2,000円
- (その他の事項)

第11条 この要綱に定めるほか、事業の施行に関し必要な事項は、民生局こども家庭支援センター長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

(関係要綱の廃止)

- 2 緊急保育等送迎サービス実施要綱(平成16年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条第1項関係）

育児支援家庭訪問事業利用申請書

年 月 日					
(あて先)横須賀市長					
次のとおり、横須賀市育児支援家庭訪問事業の利用を申請いたします。					
申請者					
利用者	(ふりがな) 氏名		生年月日		
	住所	横須賀市			
	電話	()			
		緊急連絡先	続柄		
	(ふりがな) 氏名	利用者 との続 柄	生年月日	職業／所属	備考
世帯構成 (利用者 含まず)					
同意書	申請書に記載された内容を、派遣助産師等と市が情報共有します。必要に応じて、助産師等と市の関係機関が利用者の健康状態や利用状況等について、情報共有することがあります。				
<input type="checkbox"/> 同意する					

第2号様式（第8条第1項関係）

育児支援家庭訪問事業利用決定通知書

申請者 住所 氏名	横家支第 号 年 月 日	
横須賀市長 印		
年 月 日付けで申請のありました育児支援家庭訪問事業の利用について、決定しましたので通知します。		
整理番号		
保護者等	氏名	
	住所	
派遣助産師等		
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日	
支援内容		
備考		

第3号様式（第8条第2項関係）

育児支援家庭訪問事業利用依頼通知書

横家支第 号 年 月 日					
住 所 事業提供機関等 氏 名					
横須賀市長 印					
次の利用者に対して、育児支援家庭訪問事業の利用を決定しましたので通知します。					
整理番号					
利用者	(ふりがな) 氏名		生年月日		
	住所	横須賀市			
	電話	()			
		緊急連絡先		続柄	
()					
世帯構成 (利用者含まず)	(ふりがな) 氏名	利用者 との続 柄	生年月日	職業／所属	備考
利用期間	年 月 日 ~ 年 月 日				